

23年度実施施策に係る事前分析表(厚生労働省版)

(厚生労働省23(Ⅱ-2-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	労働条件の確保・改善を図る(施策中目標Ⅱ-2-1)				担当部局名	労働基準局労働条件政策課 労働基準局監督課	作成責任者名	労働条件政策課長 田中 誠二 労働基準局監督課長 達谷 庸野	
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)労働条件の確保・改善を図ること (施策小目標2)労働契約に係るルールの周知を図ること (施策小目標3)最低賃金制度の周知を図ること				政策体系上の位置付け	基本目標Ⅱ 意欲のあるすべての者がディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)に就ける社会を実現する 施策大目標Ⅱ-2 雇用の「質」を向上させ、安心して快適に働くことができる環境を整備する			
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)労働条件確保・改善対策費 [平成23年度予算額:1,070,721千円]				関連施策	-			
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働基準法等に基づき労働時間、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による事業場への監督指導等を行います。 増加している個別労働紛争の未然防止、早期解決を図るため、労働者等に対し、労働契約法等の労働関係法令の教育、情報提供等を実施し、労働契約に関するルールの周知を図ります。また、最低賃金法により、地域や産業の状況に応じて賃金の最低額を設定し、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図ることとしており、制度等を周知し、その履行確保を図ります。							評価予定時期 (設定理由)	-
測定指標	基準値		目標値	年度ごとの目標値		最新値		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	21年度	22年度		23年度	24年度	23年度	24年度		
1 労働契約解説セミナー参加者のうち労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合	-	-	95%	23	95%	95%	22	近年、個別労働紛争の件数は高止まりの状況にあり、これから労働者にならうとする者も含め、広く労働関係法令の教育、情報提供等を実施することが必要である。このための手段の一つとして、労働契約法等に関するセミナー事業の実施により、労働者等に対する労働関係法令の教育、情報提供等を行うこととしており、セミナー出席者の理解度を図る指標として、「労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合」を選定の上、平成22年度以上の実績となるよう目標値を定めたものである。	
2 市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合	-	-	80%	23	80%	93.2%	22	最低賃金制度は、就業形態の多様化等が進展する中で、賃金の低廉な労働者の労働条件を下支えし、その改善を図るセーフティネットとしての重要な役割を果たしており、引き続きその効果的・効率的な周知を図ることが必要である。この周知の実施状況を図る指標として、「市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合」を選定の上、過去5年の実施状況を踏まえて掲載割合が8割以上となるよう目標値を定めている。	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		23年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要	達成手段 の目標 (23年度)	施策目標達成への寄与の内容		
	21年度	22年度					23年度	24年度	
(1) 労働条件の確保・改善に必要な経費 (平成21年度)	13 (9)	12	11	1.2	① 最低賃金制度推進費 最低賃金制度及び改定された最低賃金額について、新聞広告掲載、インターネット企画広告及びポスター駅貼りなどにより周知啓発活動等を行う。 ② 最低賃金調査等経費 中小零細企業又は事業所の賃金の実態等を把握するため、最低賃金基礎調査(一般統計調査)を行う。また、中央検討委員会、地域調査委員会及び業種調査委員会を設置し、地域・業種における賃金実態調査を行い、最低賃金の引上げのための課題の検討を行う。 ③ 労働契約法等活用支援事業 平成20年3月1日より施行された労働契約法について、企業側に対する働きかけに加えて、専門家の活用等により、労働者に対する労働関係法令の教育、情報提供等のためのテキストの作成及びセミナーの開催を行う。 ④ 賃金制度改善指導等経費 学識経験者、賃金等労務管理専門家、事業主団体関係者等による委員会を開催し、モデル賃金制度の作成を行う。また、賃金制度の整備・改善に意欲を持つ中小企業及び中小企業事業主団体を対象に、賃金アドバイザーによりモデル賃金制度を活用したセミナーの開催による普及を行う。	セミナー参加者数:5,400人 (セミナー参加者のうち、労働契約法等労働関係法令の教育、情報提供等のためのテキストの作成及びセミナーの開催により、労働契約の当事者である労働者等に対して、労働契約の基本的なルールについての教育、情報提供等を着実に進めていくことができ、労働契約に係るルールの周知を図ることができるため。)			
						-	(市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合:80%)	・施策小目標3関連 ・最低賃金制度及び改定された最低賃金額についての周知啓発活動等を行うことにより、最低賃金制度の周知を図ることができるため。	

※予算額等の単位は億円

23年度実施施策に係る事前分析表(厚生労働省版)

(厚生労働省23(IV-1-2))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	医療需要に見合った医療従事者を確保する(施策中目標IV-1-2)				担当部局名	医政局医事課、看護課		作成責任者名	医事課長 田原克志 看護職員関係については、看護課長 岩澤和子
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)女性医師・看護師等の離職防止、復職支援を図ること				政策体系上の位置付け	基本目標IV 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する 施策大目標IV-1 医療サービスを安定的に提供する			
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)医療従事者等確保対策費:医療従事者等の確保対策に必要な経費 [平成23年度予算額:487,902千円]				関連施策	基本目標IV(地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する)の施策大目標IV-1(医療サービスを安定的に提供する)の施策中目標IV-1-3(医療従事者の資質向上を図る)は、医師確保対策という点で、評価対象施策と関連しています。			
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○ 医師確保については、「新成長戦略2010」(平成22年6月18日閣議決定)において、「医療提供体制(マンパワーを含む。)に関する今後の需要予測を踏まえたグランドデザインの策定」が盛り込まれるとともに、民主党マニフェスト2010においても「地域の医師不足解消に向けて、医師を1.5倍に増やすことを目標に、医学部学生を増やします。看護師など医療従事者の増員に、引き続き取り組みます」とされているところであり、医学部定員の増員や、女性医師の離職防止・復職支援策に取り組んでいる。</p> <p>○ 看護職員の確保については、看護師等の人材確保の推進に関する法律(平成4年法律第86号)第4条において、 ・ 国は、看護師等の養成、研修等による資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他看護師等の確保の促進のために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。 ・ 国は、看護師等の処遇の改善に努める病院等の健全な経営が確保されるよう必要な配慮をしなければならない。 とされており、これらの規定に基づき、養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等に関する施策を行っている。</p>							評価予定時期 (設定理由)	-
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値		最新値		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	23年度	年度	年度		
1 就業医師数 (前回調査時以上/調査時) 調査名:医師・歯科医師・薬剤師調査 調査主体:厚生労働省大臣官房統計情報部	275,639	平成18年度	-	-	-	284,543	平成20年度	我が国では、人口当たり医師数が、OECD平均を下回っており、医学部定員増等の施策により医師不足対策を行ってきた。その効果を図る観点から、医師の絶対数が不足していると指摘されているため、就業医師数を指標としてあげている。 (参考)人口1000人当たり医師数 OECD単純平均 3.2 加重平均 2.7 日本 2.2	
2 病院勤務医師数 (前回調査時以上/調査時) 調査名:医師・歯科医師・薬剤師調査 調査主体:厚生労働省大臣官房統計情報部	168,327	平成18年度	-	-	-	174,266	平成20年度	我が国では、人口当たり医師数が、OECD平均を下回っており、医学部定員増等の施策により医師不足対策を行ってきた。その効果を図る観点から、病院勤務医師数を指標としてあげている。 (参考)人口1000人当たり医師数 OECD単純平均 3.2 加重平均 2.7 日本 2.2	
3 就業女性医師数 (前回調査時以上/調査時) 調査名:医師・歯科医師・薬剤師調査 調査主体:厚生労働省大臣官房統計情報部	47,283	平成18年度	-	-	-	51,381	平成20年度	出産・育児等による離職のため、卒後概ね10年目から20年目付近にかけて女性医師の就業率が男性医師と比べて大きく低下しており、女性医師の就業率が減少していると考えられている。そのため、出産・育児支援等の離職対策の指標として、就業女性医師数をあげている。	
4 就業看護職員数 (前回調査時以上/調査時) 調査名:医政局看護課調べ 調査主体:医政局看護課(12月末に集計)	1,333,045	平成18年度	-	-	-	1,433,772	平成21年度	看護職員の業務密度、負担が重くなっていること、患者本位の質の高い医療サービスを実現する必要があるとして、看護職員を質・量ともに確保することが求められている。そのため、看護職員確保対策の指標として、就業看護職員数をあげている。	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		23年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要	達成手段 の目標 (23年度)	施策目標達成への寄与の内容
	21年度	22年度					
(1) 女性医師等就労支援事業 (平成20年度)	4.1億円	2.9億円	2.2億円	3	①相談窓口経費 相談員を配置し、女性医師等の両立支援のための相談、復職研修申込の受付及び 研修受入医療機関との調整を行う。 ②病院研修経費 女性医師等の復職研修受入を可能とする医療機関へ研修に必要な経費を支援す る。 ③就労環境改善経費 仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備について取組を行う医療機 関へ支援を行う。	-	-
(2) 女性医師支援センター事業 (平成18年度)	1.7億円	1.6億円	1.5億円	3	・女性医師に関するデータベースをコンピュータに構築し、他方、医師の採用を希望す る医療機関の情報収集を行い、就業希望条件が適合する女性医師に対して当該医 療機関を紹介し、採用に至るまでの間の支援を行う。また、女性医師バンクの啓発普 及並びに必要な応じて実情把握調査を行う。 ・就業を希望する女性医師に対して最近における医療についての知識及び技術を修 得させ、現場復帰を容易にするための講習、医師の採用を希望する医療機関に対す る環境整備等に関する講習会及び若手女性医師・女子医学生を対象として女性医師 のキャリア継続に関する講習会等の実施及び支援を行う。	-	-
(3) 中央ナースセンター事業 (平成4年度)	1.4億円	1.1億円	1.1億円	4	保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下、「看護師等」という)に対して都道府県 センターが行う、病院等における看護師等の確保の動向及び就業を希望する看護師 等の状況に関する調査、訪問看護その他の看護についての知識及び技能に関する 研修、看護師等に対する無料の職業紹介事業、看護に関する啓発活動などの事業に ついて連絡調整、指導その他の援助を行う事業を実施する。	-	-

23年度実施施策に係る事前分析表 厚生労働省版案

(厚生労働省23(IV-3-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	難病対策、ハンセン病対策、エイズ対策を推進する(施策中目標IV-3-2)				担当部局名	健康局疾病対策課	作成責任者名	健康局疾病対策課長 山本 尚子
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)難病対策を推進すること (施策小目標2)ハンセン病対策を推進すること (施策小目標3)エイズ対策を推進すること				政策体系上の位置付け	基本目標IV 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する 施策大目標IV-3 がん、脳卒中、心臓病等への対応、合意に基づく予防接種の推進、健康づくりの推進等により、国民の健康を支援する		
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)感染症対策費 [平成23年度予算額:3.2億円] (大事項)感染症予防事業等に必要な経費(一部) (項)特定疾患等対策費(全部) [平成23年度予算額:345億円] (大事項)特定疾患等対策に必要な経費 (大事項)特定疾患の治療研究に必要な経費 (大事項)特定疾患等の予防・治療等の充実に必要な経費				関連施策			
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○難病対策については、昭和47年10月の「難病対策要綱」を踏まえ、(1)原因が不明であって、治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾患、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担が大きい疾病に対し、</p> <p>①調査研究の推進 ②医療施設等の整備 ③医療費の自己負担の軽減 ④地域における保健医療福祉の充実・連携 ⑤QOLの向上を目指した福祉施策の推進 の各種施策を推進しています。</p> <p>○ハンセン病対策については、「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」(平成13年5月25日)、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)前文及び第11条並びにハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)前文及び第18条に基づき、国は、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消、患者・元患者の名誉回復等を図ることとされています。</p> <p>○エイズ対策については、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(平成18年厚生労働省告示第89号。以下「エイズ予防指針」という。)において、エイズの発生の予防及びまん延の防止を図るため、国、地方公共団体、医療関係者及びNGO等が連携して、</p> <p>①エイズに関する正しい知識の普及啓発及び教育 ②保健所等における検査・相談体制の充実 ③患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供 等の施策を行うこととされています。</p>				評価時期 (設定理由)	—		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	23年度	最新値	年度			
1 特定疾患治療研究事業の受給者証交付件数	-	-	前年度以上	-	前年度以上	679,335	平成21年度	特定疾患治療研究事業(いわゆる難病の医療費助成)は、対象疾患の医療の確立及び普及、難病患者の医療費の負担軽減を図る上で重要な施策であり、本事業の推進状況を測る指標として受給者証交付件数を目標値として設定している。 http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei_houkoku/10/dl/kekka7.pdf
2 ハンセン病資料館の入館者数	-	平成22年度	前年度以上	平成23年度	-	22,515	平成22年度	国の隔離政策によりハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害を回復するため、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉の回復を図る必要があることから、当該指標を選定しています。
3 保健所等におけるHIV抗体検査件数	130,930	平成20年	前年以上	平成23年	前年以上	130,930	平成22年	HIV検査相談体制を充実させ、感染を早期に発見し、早期かつ適切に治療を行うことが国民の健康保持の観点から非常に重要であることから、検査相談体制の整備状況や普及啓発の効果を評価する指標として、当該指標を選定しています。
(参考)新規HIV感染者・新規エイズ患者数	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	1,500	1,557	1,452	1,544	-			

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		23年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要	達成手段 の目標 (23年度)	施策目標達成への寄与の内容
	21年度	22年度					
(1) 特定疾患治療研究費補助金 (昭和47年度)	288億円 (288億円)	275億円	280億円	1	原因が不明であって、治療法が確立していない、いわゆる難病のうち、特定疾患については、治療が極めて困難であり、かつ、その医療費も高額であるので、特定疾患治療研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。	特定疾患治療研究事業受給者証交付件数前年度以上	施策小目標「難病対策を推進すること」関連
(2) 難病情報センター事業費補助金 (平成8年度)	43百万円 (43百万円)	34百万円	27百万円	1	難病患者や家族の療養上の悩みや不安に的確に対応するため、難病に関する情報の提供等を行うことにより、その療養生活の一層の支援を図る。	—	・施策小目標「難病対策を推進すること」関連 難治性疾患克服研究事業や特定疾患治療研究事業の成果、専門医・専門医療機関の所在や公的サービス、最新の認定基準、治療指針及び症例等の情報を収集、整理し、難病患者、家族及び医療関係者等に対して情報の提供を行う。
(3) 難病特別対策推進事業 (平成10年度)	874百万円 (708百万円)	904百万円	727百万円	1	難病患者に対し、総合的な相談支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、地域における難病患者対策の一層の推進と安定した療養生活の確保、難病患者及びその家族の生活の質(QOL)の向上を図る。	—	施策小目標「難病対策を推進すること」関連
(4) 特定疾患対策費 (昭和47年度)	24百万円 (17百万円)	30百万円	36百万円	1	特定疾患等対策、ハンセン病対策、腎疾患対策の各施策が円滑に実施されることを目的に行う会議、情報収集・調査及び都道府県への指導・助言などを実施する。	—	施策小目標「難病対策を推進すること」関連
(5) 特定疾患調査解析システム開発等 経費 (平成14年度)	5百万円 (5百万円)	32百万円	8百万円	1	①特定疾患治療研究対象者の申請の際に提出される臨床調査個人票(診断書)のデータを利用し、研究班における研究の促進を図る。 ②認定の際に特定疾患調査解析システムを参考に利用し、適正かつ全国統一的な判定、審査業務及び認定業務の省力化を図る。	—	・施策小目標「難病対策を推進すること」関連 都道府県の特定疾患対策協議会において、特定疾患調査解析システムを用いた特定疾患の一次判定を行うとともに、難治性疾患克服研究事業の臨床調査研究班に対し臨床データの提供を行う。
(6) 特定疾患等患者支援等経費 (平成23年度)	—	—	20百万円	1	患者の不安やストレスを解消するための精神的、心理的サポートを行う様々な事業を実施する。自立した患者団体の育成を目的に経営マネジメントや運営管理の研修等を実施し、患者の支援を図る。	—	施策小目標「難病対策を推進すること」関連
(7) 退所者等対策経費 (平成14年度)	31億円 (30億円)	31億円	31億円	2	①ハンセン病療養所退所者に対して、退所者給与金を支給します。 ②裁判上の和解が成立したハンセン病療養所非入所者に対して非入所者給与金を支給します。	—	・施策小目標ハンセン病対策を推進すること関連 ・ハンセン病療養所退所者の福祉の増進を目的とし、地域での生活に要する経費としてハンセン病療養所退所者給与金を支給します。 ・裁判上の和解が成立したハンセン病療養所に入所歴のない患者・元患者(非入所者)の福祉の増進を目的とし、平穏で安定した平均的水準の生活ができるための経費として、ハンセン病療養所非入所者給与金を支給します。
(8) 名誉回復事業 (平成14年度)	29百万円 (20百万円)	31百万円	31百万円	2	①中学生を対象としたパンフレットに加え、指導者向けのパンフレットも作成し、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発を実施する。 ②各療養所の納骨堂に眠る遺骨について、親族等の墓に改葬するための費用の支給を行う。	—	・施策小目標ハンセン病対策を推進すること関連 ・ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発及び名誉回復を図ります。
(9) 国立ハンセン病療養所等入所者家族 生活保護委託費 (昭和29年度)	46百万円 (28百万円)	46百万円	42百万円	2	ハンセン病療養所入所者の親族で生活困難な者に対して、都道府県が生活保護法の基準に準じて援護を行います。	—	・施策小目標ハンセン病対策を推進すること関連 ・ハンセン病療養所入所者の親族で生活困難な者に対して、都道府県が生活保護法の基準に準じて行う援護に要する経費を国庫負担します。
(10) ハンセン病対策事業委託費 (平成5年度)	5.2億円 (5.2億円)	5.4億円	5.4億円	2	①ハンセン病に関する討論会、ハンセン病講座の開催、地域啓発の促進、国立ハンセン病資料館の運営を行います。 ②ハンセン病療養所入所者の社会復帰者の支援を行います。 ③沖縄県におけるハンセン病の外来診療所への財政支援、社会復帰者への自立助長、ハンセン病に関する知識の啓発普及を行います。 ④ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書の提言を検討し、その検討結果を活用するための施策の実施状況等の検討を行います。	—	・施策小目標ハンセン病対策を推進すること関連
(11) 私立ハンセン病療養所補助金 (昭和26年度)	2.4億円 (2.4億円)	2.4億円	2.4億円	2	私立ハンセン病療養所入所者に必要な療養、療養所の管理運営等を行います。	—	・施策小目標ハンセン病対策を推進すること関連 ・国内2カ所の私立ハンセン病療養所で行われている入所者への療養及び療養所の管理運営の補助を行います。
(12) ハンセン病訴訟和解金 (平成13年度)	7.6億円 (1.1億円)	5.6億円	3.2億円	2	平成13年5月ハンセン病国家賠償訴訟熊本判決による国敗訴及び控訴断念、「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」に基づき、入所歴のある患者・元患者に対しては、平成13年7月23日の基本合意書、入所歴のない患者・元患者及びその遺族については、平成14年1月28日の基本合意書に基づき、和解一時金を支給します。	—	・施策小目標ハンセン病対策を推進すること関連
(13) ハンセン病療養所入所者等補償金 (平成13年度)	5.9億円 (1.2億円)	5.9億円	5.9億円	2	国外ハンセン病療養所元入所者がこれまで被った精神的苦痛を慰謝するため、対象者に補償金を支給します。	—	・施策小目標ハンセン病対策を推進すること関連
(14) 名誉回復事業 (平成23年度)	—	—	4百万円	2	ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発及び名誉回復を図るため、「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑」を建立します。	—	・施策小目標ハンセン病対策を推進すること関連

(15)	歴史的建造物等保存等経費 (平成23年度)	—	—	49百万円	2	ハンセン病に対する隔離政策の歴史において、栗生楽園に重監房が設置されたことを紹介するなど、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する普及啓発事業の一環として、「重監房再現・展示施設」を建設します。	—	・施策小目標ハンセン病対策を推進すること関連
(16)	HIV相談・検査関係業務 (平成11年度)	3.2億円 (3.2億円)	3.2億円	3.2億円	3	・保健所及び自治体から委託を受けた医療機関等において、無料・匿名でHIV検査及び相談事業を行います。 ・国民がHIV検査を受けやすいよう、本事業を活用して、各自治体が休日・夜間の検査、迅速検査を行うことのできる体制を整備します。【補助率1/2】	前年以上	・施策小目標「エイズ対策を推進すること」関連 ・保健所等において、利便性の高い無料・匿名の検査体制を整備することにより、HIV感染の早期発見・早期治療を図ります。
(17)	エイズ予防対策事業委託費 (昭和63年度)	3.6億円 (3.5億円)	2.8億円	3.7億円	3	HIV感染やエイズの発症予防のため、広く国民にエイズ予防の啓発を行うと同時に同性愛者等に焦点を絞った普及啓発や、夜間・休日などの利用者の利便性に配慮した検査・相談を行います。また、エイズ患者等の生活の質を高めるため、電話相談やカウンセリング等を行います。	—	・施策小目標「エイズ対策を推進すること」関連 ・HIV／エイズに関する知識の普及や予防啓発を行い、検査件数の向上やHIV感染者・エイズ患者(以下「感染者等という。」)に対する差別・偏見の解消を図るとともに、電話相談やカウンセリングを行い、感染者等の不安を解消し、生活の質を向上させます。
(18)	エイズ対策促進事業 (平成5年度)	4.6億円 (4.0億円)	4.4億円	3.8億円	3	・(補助率:1/2) 感染症法に基づくエイズ予防指針に基づき、各都道府県等において地域の実情に応じたきめ細かなエイズ予防対策を総合的に促進するためのエイズ対策推進協議会等の設置及び各種事業に要する経費に対して補助を行い、エイズ対策の促進を図ります。 ・(補助率:10/10) 地方ブロック治療拠点病院においてブロック内のエイズ治療拠点病院の医療従事者に対し、研修・講習を行うとともに調査研究等を実施し、エイズの総合的診療を行う体制を整備します。	—	・施策小目標「エイズ対策を推進すること」関連 ・都道府県等において、エイズ医療従事者を養成するとともに、地域におけるHIV／エイズの普及啓発を行うことにより、エイズ対策を総合的に推進します。
(19)	エイズ対策費 (平成13年度)	20百万円 (5百万円)	19百万円	11百万円	3	①医療提供体制確保経費:各地区ごとにブロック会議(連絡会議)の開催 ②検査体制維持強化費:検査技術取得研修(検査機関職員を対象)の開催 ③エイズ対策評価検討経費:エイズ予防指針進捗状況評価事業、関係省庁間連絡会議の開催 ④重点指導対象都道府県等連絡協議会経費:重点都道府県等連絡会議の開催	—	・施策小目標「エイズ対策を推進すること」関連 ・ブロック毎に連絡会議を行い、各地域の実情に即した医療体制の整備を図るとともに、保健所や地方衛生研究所職員向けにHIV検査技術研修を実施することにより検査体制の整備を図ります。
(20)	エイズ発生動向調査経費 (昭和59年度)	2百万円 (2百万円)	3百万円	3百万円	3	都道府県からのHIV感染者、エイズ患者の報告をとりまとめ、状況を分析することで、今後のHIV感染、エイズの流行を阻止するための施策へ役立てます。	—	・施策小目標「エイズ対策を推進すること」関連 ・HIV検査件数や新規HIV感染者・新規エイズ患者数の動向を把握・分析し、情報を還元するとともに検査の重要性を訴え、検査件数の向上を図ります。
(21)	HIV診療支援ネットワークシステム 運営事業 (平成22年度)	—	60百万円	24百万円	3	エイズ治療・研究開発センター(ACC)及びエイズブロック拠点病院間のネットワークで結び、HIV感染者やエイズ患者(以下「患者等」という。)の状況、服薬記録等の診療情報を集計・データベース化し、共有します。	—	・施策小目標「エイズ対策を推進すること」関連 ・HIV感染者・エイズ患者の健康状況や治療・投薬状況を集計・データベース化し、共有することにより、エイズ治療の向上を図ります。

23年度実施施策に係る事前分析表 厚生労働省版案

(厚生労働省23(Ⅳ-4-3))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	麻薬・覚せい剤等の乱用を防止する(施策中目標Ⅳ-4-3)				担当部局名	医薬食品局監視指導・麻薬対策課		作成責任者名	医薬食品局監視指導・麻薬対策課長 中井川 誠		
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)麻薬・覚せい剤等の不正流通の遮断を推進するとともに、医療用麻薬等の適正な流通を確保する (施策小目標2)麻薬・覚せい剤等の乱用防止を推進する (施策小目標3)違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の取締りを推進する				政策体系上の位置付け	基本目標Ⅳ「新しい公共」の実現、成長戦略の中核としての社会保障の展開(未来への投資)等時代の要請に応える 施策大目標Ⅳ-4 衛生的で安心・快適な生活環境を確保する					
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)麻薬・覚せい剤等対策費 [平成23年度予算額:1,272,225千円] あへんの供給確保等に必要経費(一部) 麻薬・覚せい剤対策に必要な経費(一部)				関連施策	-					
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>近年、我が国の薬物事犯による検挙人数は、高水準で推移しており、依然として非常に憂慮すべき状況にあります。このような状況下、政府は、薬物乱用対策推進本部が策定した「第三次薬物乱用防止五か年戦略」及び「薬物乱用防止戦略加速化プラン」や、犯罪対策関係会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に基づき、各省庁が一丸となって総合的な対策を実施しています。</p> <p>厚生労働省においては、以下を実施しています。</p> <p>①薬物の不正流通を遮断するため、国内外の関係機関と協力して取締りを徹底するとともに、医療機関・薬局における医療用麻薬・向精神薬等の適正管理を推進する。</p> <p>②薬物乱用を未然に防止するため、薬物乱用の危険性を啓発する。</p> <p>③麻薬・覚せい剤等の使用のきっかけとなる違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の不正流通を遮断するため、幻覚等の作用を有する物質を指定薬物として指定し、その取締りを徹底する。</p> <p>(根拠法令)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号) ○大麻取締法(昭和23年法律第124号) ○あへん法(昭和29年法律第71号) ○覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号) ○国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号) ○薬事法(昭和35年法律第145号) 				評価時期 (設定理由)	-					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 23年	最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
薬物事犯の検挙人数 1 全薬物事犯の検挙人数 覚せい剤事犯の検挙人数 大麻事犯の検挙人数【単位:人】					-			・麻薬・覚せい剤等の乱用防止について、直接的に評価する指標は存在しませんが、検挙人数・押収量については、我が国における、薬物乱用実態を一定程度反映するものと考えられることから、指標としています。 ・目標値については、一概に増加又は減少したことをもって薬物乱用防止の達成度を測ることは困難であることから、設定していません。			
主な薬物の押収量 2 覚せい剤 大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂) 【単位:kg】					-			同上。			
(参考) 薬物事犯の検挙人数 全薬物事犯の検挙人数 覚せい剤事犯の検挙人数 大麻事犯の検挙人数【単位:人】	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年			検挙人数・押収量については、我が国における、薬物乱用実態を一定程度反映するものと考えられることから、参考に記載しています。			
主な薬物の押収量 覚せい剤 大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂) 【単位:kg】	15,175	14,720	15,417	14,965	-						
	12,211	11,231	11,873	12,200							
	2,375	2,867	3,087	2,367							
	359.0	402.6	369.5	310.6							
	560.4	415.7	224.8	195.6							

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		23年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要	達成手段 の目標 (23年度)	施策目標達成への寄与の内容
	21年度	22年度					
(1) あへん供給確保事業 (昭和60年度)	9億円 (9億円)	11億円 (10億円)	11億円	1	1. 医療上必要不可欠な医薬品の原料である「あへん」を、国内の需要・供給量を踏まえ、インド政府及び国内のけし耕作者より購入し保管する。 2. あへんの国内価格決定を行うため、インド政府から購入した「あへん」のモルヒネ含有率試験を実施する。 3. 国内産あへんの収納業務及び災害補償業務を実施する。	必要見込みに基づくあへん確保量(119,580Kg)	(施策小目標1関連) あへんは、乱用された場合、心身に対する弊害が極めて大きい一方で、医療上必要不可欠な医療用麻薬等の原料となるものであることから、国があへんを一元管理することは、乱用や不正流通を防止しつつ、国内における必要量の供給を確保するうえで有効であるため。
(2) 麻薬・覚せい剤等対策費 (昭和38年度)	1億円 (1億円)	1億円 (1億円)	1億円	1.2	1. 地方厚生局麻薬取締部及び都道府県における麻薬取締行政職員に対する研修 2. 野生大麻・けしの除去 3. 国民運動として開催する麻薬・覚せい剤乱用防止運動の地区大会開催 4. 違法ドラッグの分析、乱用薬物の鑑定法整備 5. 再乱用防止対策講習会の開催等	・麻薬取締職員研修の開催(1箇所) ・麻薬取締協議会・麻薬職員会議の開催(5箇所) ・不正大麻・けし撲滅運動用パンフレット等の配布(14万部) ・麻薬・覚せい剤乱用防止地区大会の開催(6箇所) ・麻薬・指定薬物の指定(5物質) ・違法ドラッグ(指定薬物)試買(30製品) ・違法ドラッグ(指定薬物)分析法の作成(5物質) ・違法ドラッグ(指定薬物)標準品の整備(5物質) ・薬物中毒対策連絡会議・再乱用防止対策講習会の開催(5箇所)	(施策小目標1, 2, 3関連) 麻薬取締職員の知識の習得、関係機関との連携強化、野生大麻等の抜去、乱用薬物の鑑定法整備等を図ることは、薬物の不正流通防止や薬物の徹底した取締りを実施するうえで有効であるため。 薬物乱用防止に関する啓発活動や再乱用防止対策を実施することは、潜在的又は現に乱用している需要層を減少させるうえで有効であるため。
(3) 向精神薬対策費 (昭和48年度、平成元年度)	0.05億円 (0.03億円)	0.04億円 (0.03億円)	0.03.億円	1	1. 捜査機関において、規制品目の鑑定を迅速に行えるようにするため、我が国で流通していない向精神薬の標準品を作成する。 2. 不正取引される向精神薬の迅速・効果的な分析法を確立するため、向精神薬の試験法及び標準的分析マニュアルを作成する。	向精神薬試験法及び分析マニュアルの作成(1部)	(施策小目標1関連) 向精神薬の分析法・鑑定法等の整備を図ることは、その不正流通に関する取締りを実施するうえで有効であるため。
麻薬等対策推進費(広報経費) (4) (昭和37年度、62年度、63年度、平成18年度)	1億円 (1億円)	1億円 (1億円)	1億円	1.2	1. 覚せい剤等撲滅啓発等委託費 麻薬・覚せい剤等の薬物乱用による危害を広く国民に周知させ、国民一人一人の認識を高めることにより、麻薬・覚せい剤等の薬物乱用の根絶を図る。 2. 覚せい剤防止特別対策費 国連決議による「6. 26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図るとともに、麻薬・覚せい剤等の薬物乱用による危害を広く国民に周知させ、国民一人一人の認識を高めることにより、麻薬・覚せい剤等の薬物乱用の根絶を図る。 3. 薬物乱用防止普及啓発推進事業費 小学校高学年の保護者、高校生及び未成年労働者等の有職・無職少年のそれぞれの成長段階を対象とした薬物乱用防止についての啓発資料を提供することにより、青少年の薬物乱用傾向を阻止する。 4. 再乱用防止対策事業費 薬物依存症についての正しい知識や、中毒者の家族が頼れる相談窓口、支援施設等を広く周知することにより、薬物中毒者とその家族の負担を軽減し、また、薬物中毒者に対する偏見・誤解等を解消することにより、社会全体で受け入れ、支えることができる環境を作り上げることを目的とする。	・薬物乱用防止キャラバンカー運行管理事業の実施(792箇所) ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動用パンフレット等の配布(155万部) ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動用ポスターの配布(13万部) ・麻薬・覚せい剤乱用防止運動用パンフレット等の配布(21万部) ・麻薬・覚せい剤乱用防止運動用ポスターの配布(6万部) ・全小学校6年生の保護者に薬物乱用防止啓発読本の配布(118万部) ・全高校3年生に薬物乱用防止啓発読本の配布(111万部) ・青少年への薬物乱用防止啓発読本の配布(26万部)	(施策小目標2関連) 薬物乱用防止に関する啓発活動や再乱用防止対策を実施することは、潜在的又は現に乱用している需要を減少させるうえで有効であるため。

23年度実施施策に係る事前分析表 厚生労働省版案

(厚生労働省23(Ⅳ-6-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築する(施策中目標Ⅳ-6-1)	担当部局名	年金局	作成責任者名	総務課長 藤原禎一 ・施策小目標1については 年金課長 梶尾雅宏 数理課長 安部泰史 国際年金課長 日原知巳 ・施策小目標2については 年金課長 梶尾雅宏 数理課長 安部泰史 参事官(資金運用担当) 原口真 首席年金数理官 田村哲也 ・施策小目標3については 国際年金課長 日原知巳
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)新たな年金制度の制度設計を着実に進める (施策小目標2)現行の公的年金制度の改善 (施策小目標3)国際化の進展への対応を図ること	政策体系上の位置付け	基本目標Ⅳ「新しい公共」の実現、成長戦略の中核としての社会保障の展開(未来への投資)等時代の要請に応える 施策大目標Ⅳ-6「消えた年金」問題の対応に注力し、年金制度に対する信頼を回復するとともに、年金制度改革の道筋をつける等により、安心して信頼できる年金制度を確立する		
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)公的年金制度運営諸費(全部) [平成23年度予算額:301,808,000円]	関連施策	—		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方にに基づき成り立っており、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実質的に価値のある年金を支給することにより、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えることを目的としています。 【根拠法令等】 ○ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) ○ 国民年金法(昭和34年法律第111号) 等			評価時期 (設定理由)	—

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値		最新値		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準値	基準年度	目標値	目標年度	23年度	年度	年度		
新たな年金制度創設に向けた議論を行うための論点の整理状況 ¹ ※ 指標1は今年度から新設されたため、平成18年度から21年度までの間は目標値が設定されていない。	—	—	論点の整理のための検討作業を進める。	23年度	論点の整理のための検討作業を進める。	厚生労働省社会保障検討本部において、「社会保障改革に関する集中検討会議」に提出する厚生労働省案の作成に向け、検討を行った。	22年度	新しい年金制度の制度設計を着実に進めるため。	
制度の改善に向けた企画立案状況 ² ※ 指標2は平成21年度から新設されたため、平成18年度から20年度までの間は目標値が設定されていない。	—	—	必要な制度改正	23年度	必要な制度改正	厚生労働省社会保障検討本部において、「社会保障改革に関する集中検討会議」に提出する厚生労働省案の作成に向け、検討を行った。	22年度	現行の公的年金制度の改善のため。	
社会保障協定の発効国数 ³ ※ 社会保障協定海外に派遣される人について、日本と就労地である外国の社会保障制度への二重加入の問題や保険料掛け捨ての問題の解決を図るため、日本と相手国いずれかの国の社会保障制度のみに加わればよいこととする等を内容とする協定。 ※ 指標3は今年度から新設されたため、平成18年度から21年度までの間は目標値が設定されていない。	—	—	1カ国以上	23年度	1カ国以上	2カ国	22年度	国際化の進展への対応を図るため。	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		23年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要	達成手段 の目標 (23年度)	施策目標達成への寄与の内容
	21年度	22年度					
(1) 公的年金制度の持続可能性確保 に必要な経費(昭和17年度)	1.04億円 (0.73億 円)	3.81億円 (1.29億 円)	1.86億円	1.2	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金及び厚生年金保険の財政状況について、5年ごとに保険料、国庫負担額及び給付費などについて検証を行う。併せて、「財政の現況及び見通し」を作成し公表を行う。 ・年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)に対する業務実績の評価及び管理等を行う。 ・高齢福祉年金の所得制限の金額を確定するための基礎データの収集等を行う。 ・有識者等で構成される年金改革の検討体制を確立する。 ・所得比例年金等の新制度の検討に必要な調査及び年金等分布推計等を行うシステムの開発を行う。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・施策小目標1、2関連 ・国民年金及び厚生年金保険の財政状況の検証、GPIFの運営の在り方に関する検討等を行うことにより、現行の公的年金制度の改善に向けた企画立案に寄与し、また、所得比例年金等の新制度の検討に必要な調査等を行うことで、新たな年金制度の制度設計を着実に進めることで、年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築することができる。

23年度実施施策に係る事前分析表(厚生労働省版)

(厚生労働省23(Ⅲ-1-5))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援を充実する(施策中目標Ⅲ-1-5)				担当部局名	雇用均等・児童家庭局		作成責任者名	虐待防止対策室長 杉上春彦 家庭福祉課長 高橋俊之		
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること (施策小目標2)虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること (施策小目標3)配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること				政策体系上の位置付け	基本目標Ⅲ 安心して子どもを産み育てられる社会を実現する 施策大目標Ⅲ-1 新たな子ども・子育て支援のための制度の構築を推進し、子ども・子育て支援施策の充実を図る					
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)児童虐待等防止対策費 [平成23年度予算額: 87,773百万円] (項)子ども・子育て支援対策費 (目)子育て支援交付金(一部) [平成23年度予算額: 50,000百万円]※平成22年度までは次世代育成支援対策交付金(一部)として計上。				関連施策	-					
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	児童虐待への対応については、平成12年に施行された児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)が、平成16年及び平成19年に改正されるなどして、制度的な対応について充実が図られてきました。 また、児童福祉法においても、平成16年の改正により、要保護児童対策地域協議会の法定化等が行われたほか、平成20年改正により、新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養育の充実、要保護児童対策地域協議会の機能強化等が行われるなどの体制整備が行われてきました。 しかしながら、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、平成22年度には56,364件(東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値)となるなど、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。 配偶者による暴力(DV(ドメスティック・バイオレンス))の問題については、婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数および相談全体に占める夫等の暴力の割合が、年々増加するなど、配偶者からの暴力が深刻な社会問題となってきた等を背景として、平成13年4月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)が成立しました。同法において、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設が、配偶者からの暴力の被害者である女性(暴力被害女性)の相談・保護を行うことその役割とされました。							評価予定時期 (設定理由)	-		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
	基準年度	目標年度	23年度	最新値	年度						
1 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	-	-	80% (市は全て配置)	平成26年度	-	61.6%	平成22年度	子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)において定められた数値目標である。虐待を受けた子ども等については、地域において関係機関が連携して対応していく必要があるが、その中心的な役割を果たす子どもを守る地域ネットワークの調整機関に専門職員を配置することにより対応を強化していく必要があるため、指標を設定している。			
2 小規模グループケアの実施	-	-	800か所	平成26年度	-	650か所	平成23年度	子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)において定められた数値目標である。虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもの支援については、できる限り家庭的な環境の下で養育を行うことが重要となるため、指標として選定している。			
3 地域小規模児童養護の実施	-	-	300か所	平成26年度	-	221か所	平成23年度	子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)において定められた数値目標である。虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもの支援については、できる限り家庭的な環境の下で養育を行うことが重要となるため、指標として選定している。			
4 里親等委託の実施(委託率)	-	-	16.0%	平成26年度	-	12.0%	平成22年度	子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)において定められた数値目標である。虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもの支援については、できる限り家庭的な環境の下で養育を行うことが重要となるため、指標として選定している。			
5 配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数	-	-	前年度以上	平成23年度	前年度以上	28,272	平成22年度	DV被害者支援における相談体制の整備は、家庭内に滞在するDV事案の顕在化を図る上で重要であり、第3次男女共同参画基本計画(H22.12月)において、「相談しやすい体制等の整備」が盛り込まれている。「配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数」の増加は、DV被害者への支援体制(相談しやすい体制)強化への取組に一定の成果を示すものであるため、指標として選定している。			

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		23年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要	達成手段 の目標 (23年度)	施策目標達成への寄与の内容
	21年度	22年度					
(1) 児童虐待・DV対策等総合支援事業 (平成17年度)	25億円 (16億円)	25億円 (17億円)	21億円	1,2,3,4	都道府県が次の事業を実施する場合に要する経費の補助を行う。 ①児童虐待防止対策支援事業、②ひきこもり等児童福祉対策事業、③児童家庭支援センター運営等事業、④里親支援機関事業、⑤基幹的職員研修事業、⑥身元保証人確保対策事業、⑦婦人相談員活動強化事業、⑧売春防止活動・DV対策機能強化事業、⑨児童虐待防止医療ネットワーク事業	-	・施策小目標1, 2, 3関連
小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の実施要件の緩和 (平成23年度)	-	-	-	2,3	通知を改正し、都道府県等が従来は1本体施設当たり原則として2か所までしか指定できなかった制度を改め、施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を着実に推進する等の所要の要件を満たすことを条件として最大6か所まで指定できることとした。	-	・施策小目標2「虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること」関連
(3) 児童保護費等負担金 (昭和23年度)	788億円 (786億円)	813億円 (813億円)	835億円	2,3	虐待を受けて児童養護施設等に入所する児童や里親に委託された児童等の早期家庭復帰及び社会的自立を支援するため、これら社会的養護施設に入所する被措置児童等に要する費用として都道府県等が支弁する経費に対し国がその2分の1を負担する。 小規模グループによるケアや地域小規模児童養護を推進している児童養護施設等には職員の加配を行う。	-	・施策小目標2「虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること」関連
(4) 里親委託ガイドラインの策定 里親推進の取組事例の作成 (平成23年度)	-	-	-	4	里親委託優先の原則を明示し、里親委託の運営方法についての留意事項を整理した里親委託ガイドラインを策定し、都道府県等に通知した。また、里親委託率の増加幅の大きい自治体における取組事例をとりまとめて紹介した。	-	・施策小目標2「虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること」関連
(5) 「社会的養護の課題と将来像」のとりまとめ (平成23年度)	-	-	-	2,3,4	児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会、「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめ、これに基づいて、家庭的養護の推進、虐待を受けた子どもなどに対する専門的ケアの充実、施設運営の質の向上、自立支援の充実、子どもの権利擁護、人員配置の充実などを進めている。	-	・施策小目標2「虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること」関連
(6) 婦人相談所運営費負担金 (平成14年度)	0.2億円 (0.17億円)	0.19億円 (0.17億円)	0.19億円	5	都道府県域内における要保護女子等の婦人保護施設等への移送、一時保護した人身取引被害者等への生活支援(通訳の雇上、医療費の負担等)、DV被害者等の他都道府県の婦人相談所等への移動等を都道府県が行う場合に要する経費の負担を行う。	-	・施策小目標3「配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること」関連
(7) 子育て支援交付金 (次世代育成支援対策交付金(平成22年度まで))	388億円 (377億円)	361億円 (350億円)	500億円 の内数	1	「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図るため、コーディネーターの専門性強化に向けた研修などの取組を支援するとともに、ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組を支援する。	-	・施策小目標2「虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること」関連